

第3表 就業者数の推計手続

(単位: 1000人)

	昭和30年国勢調査		労働力調査昭和	較差率	労働力調査	同	同
	全数	1%抽出	30年9月	C	昭和32年2月	修正値	按分再修正値
		A	B	A/B	D	$\frac{C}{D}$	F
			自	営	業	主	
飲食業	15	15	20	750.00	10	8	8
建設業	398	407	350	1,162.86	390	454	448
製造業	716	747	1,160	643.97	1,070	689	680
卸小売業	1,837	1,826	2,050	890.73	2,320	2,066	2,040
金融・保険・不動産業	33	28		13.66		32	32
運輸・通信・公益事業	62	62	80	775.00	90	70	69
サービス業	1,020	1,001	1,310	764.12	1,530	1,169	1,154
総数 (a)	4,082	4,087	4,980	820.68	5,410	4,440	4,431
加算計 (b)						4,488	
(a)/(b)						98.73%	
			雇	用	者		
飲食業	514	512	470	1,089.36	650	708	708
建設業	1,294	1,311	1,360	963.97	1,600	1,542	1,542
製造業	5,707	5,682	5,350	1,062.06	6,260	6,648	6,647
卸小売業	2,483	2,436	2,800	870.00	3,090	2,688	2,687
金融・保険・不動産業	582	574		205.00		633	633
運輸・通信・公益事業	1,963	1,942	1,800	1,078.89	2,070	2,233	2,232
サービス業	3,104	3,086	2,740	1,126.28	2,910	3,277	3,276
公務員	1,361	1,326	1,100	1,205.45	1,140	1,374	1,374
総数 (d)	17,009	16,869	15,620	1,079.96	17,720	19,137	19,099
加算計 (e)						19,103	
(d)/(e)						100.18%	
業主雇用者数 (g)	21,091	20,956	20,600	1,017.28	23,130	23,530	23,530
(a) + (d)						23,577	
(g)/(h)						99.80%	

(イ) 「労働力調査」 32年2月分の計数(D欄)に較差率を乗じて修正値(E欄)を算出する。ここで「労働力調査」の計数は「国勢調査1%抽出集計結果」のベースに換算されたわけである。ただし、E欄においては総数とその内訳とは必ずしも一致してはおらない。以下の手続はその補正である。

(ロ) 自営業主と雇用者の総数の直接推計値 23,530 (E欄9行)をもって全体のわくをおさえて、その内訳を補正する。

(ハ) 自営業主総数の直接推計値 4,440 (E欄10行)と雇用者総数の直接推計値 19,137 (E欄11行)の合計は 4,440 + 19,137 = 23,577 (E欄12行)となるので、これに 0.9980 (E欄13行)を乗じて、それぞれの按分修正値(F欄14行および15行)を算出する。すなわち、 $4,440 \times 0.9980 = 4,431$   
 $19,137 \times 0.9980 = 19,099$

(ニ) E欄における産業別自営業主数の加算計(b行)は 4,488 となっているので、これに按分修正係数 0.9980 と 0.9873 (E欄16行)の積を乗じて、それぞれの按分再修正値を下欄に算出する。たとえば、 $1,169 \times 0.9980 \times 0.9873 = 1,154$

(ホ) 雇用者についても、まったく同様の手続によって下欄の按分再修正値を算出する。ただし、按分修正係数は 0.9980 × 1.0018 である。

2) 現行推計方法の問題点

- (イ) 「国勢調査」の全数集計結果が利用されていない。
- (ロ) 鉱業、運輸通信公益事業の推計値が不安定である。
- (ハ) 「国勢調査」や「就業構造基本調査」とくらべて、推計値の誤差が大きい。

3) 推計改善のための提案

1) 「国勢調査」の全数集計結果が利用可能となれば、同1%抽出集計結果よりもこの方が正確であるから延長推計のベースをこれに切替えた方がよい。しかし全数集計結果と1%抽出集計結果とのくいちがいはきわめて僅少である。

(ロ) 「国勢調査」に対する「労働力調査」の較差率を算出する場合、8~10月の3カ月平均値を用いる等の工夫によって「労働力調査」の不安定さの影響を極力軽減すべきである。

(ハ) 「就業構造基本調査」を中間年次のベンチマークとして利用すべきである。ただし「国勢調査」と「就業構造基本調査」との概念や調査方法の相違をどのように調整するかが問題である。

第4表 現行推計と国勢調査の比較

	昭和35年 国勢調査			B/A	昭和35年 国勢調査		
	A	推計値 昭和35年 9月分B			A	推計値 昭和35年 9月分B	B/A
鉱業	154	144	93.3%	鉱業	514	529	102.3%
建設業	460	591	128.5	建設業	2,144	1,662	77.5
製造業	844	583	69.1	製造業	8,157	8,115	99.5
卸小売業	1,999	1,906	95.3	卸小売業	3,634	3,248	89.4
金融・不動産業	51	29	56.9	金融・不動産業	734	765	104.2
運輸・通信・公益事業	58	52	89.7	運輸・通信・公益事業	2,355	2,481	105.4
サービス業	1,030	1,017	98.7	サービス業	3,832	4,311	112.5
				公務	1,332	1,592	119.5
総数	4,457	4,192	94.1	総数	22,704	22,702	100.0

第5表 現行推計と就業構造基本調査の比較

	就業構造 31年7月	推計値	就業構造	推計値	較差率		変化率		
		31年4 ~6月	34年7月	34年4 ~6月	B/A	D/C	C/A	C/B	
自 営 業 主									
総 数	4,556	3,951	4,612	4,305	86.7	93.3	101.2	108.9	
敏 業	18	10	17	18	55.6	105.9	94.4	180.0	
建 設 業	436	433	462	496	99.3	107.4	106.0	114.5	
製 造 業	814	608	788	687	74.7	87.2	96.8	113.0	
卸小売・金融・不動産業	2,086	1,913	2,205	2,072	91.7	94.0	105.7	108.3	
運輸通信公益事業	68	58	60	50	85.3	83.3	88.2	86.2	
サービス業	1,134	929	1,080	982	81.9	90.9	95.2	105.7	
雇 用 者									
総 数	16,687	17,788	19,379	20,715	106.6	106.9	116.1	116.4	
敏 業	580	462	598	597	79.7	99.8	103.1	129.2	
建 設 業	1,349	1,170	1,550	1,824	86.7	117.7	114.9	155.9	
製 造 業	5,783	6,042	6,855	6,979	104.5	101.8	118.5	115.5	
卸小売・金融・不動産業	3,003	3,325	3,595	3,569	110.7	99.3	119.7	107.3	
運輸通信公益事業	2,034	2,132	2,280	2,310	104.8	101.3	112.1	108.3	
サービス業	2,869	3,222	3,290	3,766	112.3	114.5	114.6	116.9	
公 務	1,069	1,435	1,211	1,670	134.2	137.9	113.3	116.4	

「個人業主所得の現行推計と別途推計との比較」表の推計方法

別紙1. A表は、製造業および卸小売業の平均所得について、就調追加集計により別途推計し、就調（就業構造基本調査追加集計）の産業別平均所得（総数）の産業間格差を用いて算出したものであって、業主数については現行のものをそのまま採用した。

この両産業の所得の推計方法は次のとおりである。

- (1) 当部推計の業主数を就調より事業所有と事業所無の業主数に按分する。
- (2) 事業所有の平均所得については「個人企業経済調査」の従業員規模別営業利益を就調事業所有の規模別業種数により加重平均し、減価償却費を差し引き（現行と同じ方法）、事業所有平均所得の全国／市部の格差（現行推計と同じもの）を乗じてもとのた。
- (3) 事業所無の平均所得については、「個人企業経済調査」の一人規模所得に就調の平均所得の「事業所無／一人規模事業所有」の格差を乗じてもとのた。（地域格差の調整未済）
- (4) (2)と(3)でもとのた平均所得に(1)の事業所有、無それぞれ別の業主数を乗じ、両者を合計して所得額とした。(1)～(4)の推計方法については、別紙、2. 資料1 「産業別全国自営業主（総数、業種数、平均所得）」を参照のこと。

注① (1)について製造業の事業所有、業主数は

$$792^{\text{千}} \times \frac{637}{788} \text{ で、また同じく卸小売業は } 2,107^{\text{千}} \times \frac{1,806}{2,205} \text{ でもとのた。}$$

② (2)について、地域格差は、製造業 92.3% 卸小売業 89.9%である。

③ (1)と(2)により、事業所数は事業所統計調査の数字をとらず就調の計数を採用したという結果になる。

また「個人企業経済調査」(母集団は事業所調査)の規模別営業利益は就調の事業所有(もちろん市部だけである。)の同じ規模別にそのまま適用できるという考え方をとった結果となる。

(事業所数を事業所調査からとれば所得額は減少する。)

これらの点は問題である。

④ 上述の推計方法を就調のない年次に適用する場合は、延長または補間資料として、別途の簡易調査(労調臨時調査など)が必要となるであろう。

(別紙) 1.

個人業主所得の現行推計と別途推計

別途推計 (A)

現行推計 (B)

産別	項目	別途推計 (A)		現行推計 (B)		B-A
		格差	1業主当り	格差	1業主当り	
		%	千人	%	千人	百万円
製 造		100.0	397	100.0	391	44804
敏 業		84.5	335	169.9	664	4938
運 設		82.1	326	103.7	465	32951
卸 小 売		100.0	337	100.0	308	461653
運 送		97.6	329	113.4	349	973
サ ー ビ ス		92.0	310	118.8	366	50985
計 (平均)	—	—	341	—	347	23390

(注) (1) 卸小売業には金融不動産業を含む。

(2) (A)表の産業間格差は就調(総数)による。

(3) (A)表の製造業、卸小売業は就調追加集計により新たに推計したもの。

(4) 業主数は (A)、(B)とも共通

(別紙) 2

## 産業別全国自営業主(総数業主数、平均所得)

(千人:万円)

	鉱業		建設		製造		卸小売、金不		運通、公益		サービス	
	業主数	平均所得	業主数	平均所得	業主数	平均所得	業主数	平均所得	業主数	平均所得	業主数	平均所得
総数	17	21.3	462	20.7	788	25.2	2,205	25.0	60	24.4	1,080	23.0
極数	1	21.0	437	20.7	746	24.5	1,789	26.5	55	24.3	995	23.0
設備有	2	23.8	180	26.5	596	28.2	1,680	27.0	38	26.1	732	27.3
設備無	3	15.1	255	16.6	149	9.5	108	19.2	17	20.6	261	11.0
通勤	4	26.3	21	22.1	41	37.7	126	34.9	5	26.7	64	27.9
不定	5	10.5	4	15.8	0	11.5	290	11.3	1	10.3	21	12.0
事業所得(2+4) 6	12	24.4	201	26.0	637	29.5	1,806	27.6	43	26.2	796	27.3
(32年事業所得調査) 7	7		147		384		1,555		36		590	
事業所無(3+5) 8	5	14.2	259	16.6	149	9.5	398	13.4	18	20.1	282	11.1
1人規模(事業所有) 9	6	12.3	91	15.8	208	14.4	778	17.2	17	19.0	412	16.3
設備有	3	14.0	80	16.0	202	14.2	735	16.9	16	19.4	379	16.5
通勤	1	7.2	11	14.0	6	19.6	43	22.2	1	13.4	33	14.2
平均所得の 事業所無/事業所有 (全規模) (2/6)		58.2		63.8		32.2		48.6		76.7		40.7
事業所無/事業所有 (一人規模) (3/9)		175.4		105.1		66.0		77.9		105.8		67.3

4A  
3495  
4A  
2,721  
4A  
1,111  
4A  
1,512

第4、参考資料、参考附表、その他

1. 農業個人業主所得（35年度）

		～0.3町	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～	計
東北	A、1戸当り農業所得	55,551 <sup>円</sup>	97,741	183,375	292,742	384,803	618,069	—
	B、農家戸数	88,372 <sup>戸</sup>	85,977	186,457	146,457	99,949	113,584	720,796
	C、農業所得総額	4,909 <sup>億円</sup>	8,146	34,192	42,874	38,461	70,203	198,785
北陸	A	55,208	81,884	167,205	330,800	456,741	638,285	—
	B	57,868	56,812	136,136	74,804	28,941	10,351	364,912
	C	3,195	4,652	22,763	24,745	13,219	6,607	75,181
山陰	A	46,235	107,089	165,986	306,788	431,501	632,721	—
	B	42,911	47,291	92,555	32,162	8,632	2,423	240,974
	C	2,215	5,064	16,027	12,014	3,725	900	39,945
北関東	A	64,268	102,251	211,602	310,441	415,911	577,508	—
	B	91,238	96,083	210,400	122,587	48,994	25,188	594,490
	C	5,864	9,225	44,521	38,056	22,377	14,546	133,189
南関東	A	44,797	83,873	196,460	319,177	409,601	627,590	—
	B	117,952	108,816	237,348	188,830	97,888	47,500	798,334
	C	5,284	9,127	46,629	60,270	42,095	22,811	191,216
東海	A	62,512	91,810	194,823	317,698	419,792	602,374	—
	B	137,925	120,646	232,554	106,920	26,110	5,427	627,582
	C	8,622	11,077	45,307	33,968	12,961	3,258	113,193
近畿	A	51,007	102,411	234,294	396,415	578,479	748,048	—
	B	122,547	105,063	168,265	42,641	8,062	892	461,470
	C	6,608	11,495	32,423	19,678	4,664	667	82,535
瀬戸内	A	51,683	93,777	192,839	312,221	444,419	608,590	—
	B	192,501	135,779	272,376	96,383	20,222	4,394	735,655
	C	10,311	12,733	53,875	32,093	8,987	2,674	118,673
北九州	A	54,721	92,701	180,518	302,294	383,606	566,883	—
	B	130,390	110,208	202,862	112,198	42,166	12,597	623,421
	C	7,136	10,216	32,523	34,702	16,559	11,109	117,245
南海	A	32,890	91,295	165,984	265,063	336,099	472,244	—
	B	102,474	82,383	151,639	64,575	21,814	2,672	442,557
	C	4,287	8,160	25,170	12,116	2,332	3,677	65,742
府県計	A	52,696	94,468	191,767	313,983	418,282	607,247	—
	B	1,108,178	956,058	1,906,572	1,001,557	403,778	236,028	5,612,191
	C	58,397	90,317	365,621	314,472	168,893	143,327	1,141,027
		～2町	2～3	3～5	5～7	7～10	10～	計
北海道	A	172,572	419,145	471,227	482,759	625,789	743,253	—
	B	60,354	25,060	31,947	56,857	47,143	11,385	232,746
	C	10,415	10,504	15,054	27,448	22,502	8,462	101,385

2. 職業雇用労働 (35年度)

	03町未満	03~05町	05~1	1~15	15~2	2町以上	計
雇用労働 (円)	(2町未満) 4,280	(2~3町) 30,128	(3~5町) 33,144	(5~7) 27,079	(7~10) 53,221	(10~) 62,413	
北海道 農家労働 (円)	60,354	25,060	31,947	56,857	47,143	11,385	
総 額 (円)	258,315	755,008	1,058,851	1,538,631	2,508,998	710,572	
東 北	1,833	2,172	4,926	8,512	13,525	44,680	
"	88,372	85,977	186,457	146,457	99,949	113,584	
"	161,986	186,742	925,200	1,246,642	1,351,810	5,074,933	
北 陸	2,160	2,043	3,797	6,903	8,898	16,536	
"	578,68	56,812	136,136	74,804	28,941	10,351	
"	124,995	116,067	517,181	516,372	257,517	171,164	
山 陰	1,958	2,835	4,245	4,299	11,906	16,529	
"	47,911	47,291	96,555	39,162	8,632	14,23	
"	93,810	134,070	408,876	168,357	102,773	23,521	
北 関 東	4,042	3,264	4,179	8,360	16,997	35,003	
"	91,238	96,883	210,400	122,587	48,994	25,188	
"	368,784	313,615	872,262	1,024,827	822,751	881,656	
南 関 東	1,911	3,566	4,333	5,331	8,275	27,941	
"	117,952	108,816	137,348	188,830	97,888	47,500	
"	225,406	388,038	1,028,429	1,006,653	810,023	1,327,198	
東 海	1,945	2,493	3,372	5,732	16,398	30,234	
"	137,925	120,646	232,554	106,920	26,110	5,427	
"	268,264	300,770	784,172	612,865	422,943	164,080	
近 畿	3,182	3,050	4,691	9,068	18,342	44,698	
"	122,547	105,063	168,265	42,641	8,062	892	
"	412,219	322,442	782,331	450,145	147,873	32,871	
瀬 戸 内	1,251	2,260	4,687	2,462	18,291	56,799	
"	172,501	135,779	272,376	96,383	20,222	4,394	
"	242,576	306,861	1,302,435	712,210	362,881	242,575	
北九州	2,060	2,979	4,536	9,090	11,819	32,852	
"	130,390	110,208	207,862	112,198	43,166	12,597	
"	268,603	328,310	942,862	1,019,880	510,179	780,980	
南 海	900	2,285	3,657	6,217	28,26	12,48	
"	107,474	82,383	151,639	64,575	21,814	2,672	
"	96,727	204,240	554,544	401,463	214,344	132,327	
全 国 雇 用 労 働 (円)	2,528,685	3,354,163	2,199,143	2,706,045	2,534,092	2,555,577	(合 計) 10,878,005

5. 昭和24年(暦年)林業の所得推計(国民所得資料月報 No. 43)

(1) 林野庁の算定せる素材、木炭、薪、特殊林産物の生産額をそれぞれ国有林、民有林別生産量によって、国有林、民有林別生産額は次の如くである。

	素材	木炭	普通薪
国有林	6,290,000 <sup>千円</sup>	811,000 <sup>千円</sup>	38,000 <sup>千円</sup>
民有林	31,373,604 <sup>千円</sup>	13,490,598 <sup>千円</sup>	11,883,733 <sup>千円</sup>
計	37,663,604 <sup>千円</sup>	14,301,598 <sup>千円</sup>	11,921,733 <sup>千円</sup>

	ガス薪	特殊林産物	計
国有林	—	—	7,139,000 <sup>千円</sup>
民有林	675,319 <sup>千円</sup>	6,551,153 <sup>千円</sup>	63,974,407 <sup>千円</sup>
計	675,319 <sup>千円</sup>	6,551,153 <sup>千円</sup>	71,113,407 <sup>千円</sup>

(2) (A) つぎに国有林における素材、木炭、薪について決算書及び林野庁指導部計画課の資料によつて所得率及び労務費の所得に占める割合を算出すれば次の如くなる。

(a) 素材

$$\text{生産額} = 6,290,000 \text{ 千円}$$

$$\text{物的経費} = 54670 \text{ 千円 (減価償却費)} + 697,156 \text{ 千円 (物財費)} + 122,159 \text{ 千円 (林道修繕費)} = 873,985 \text{ 千円}$$

$$\text{所得率} = \frac{6,290,000 \text{ 千円} - 873,985 \text{ 千円}}{6,290,000 \text{ 千円}} = \frac{5,416,015 \text{ 千円}}{6,290,000 \text{ 千円}}$$

$$= 86.1\%$$

さらに林野庁調による国有林素材生産に要した賃銀は2,485,638<sup>千円</sup>であるから労務の所得に占める割合は

$$\frac{2,485,638 \text{ 千円}}{5,416,015 \text{ 千円}} = 45.9\% \text{ になる}$$

(b) 木炭

$$\text{生産額} = 811,000 \text{ 千円}$$

$$\text{物的経費} = 6481 \text{ 千円 (減価償却費)} + 82,753 \text{ 千円 (物財費)} + 14,500 \text{ 千円 (林道修繕費)} = 103,734 \text{ 千円}$$

$$\text{所得率} = \frac{811,000 \text{ 千円} - 103,734 \text{ 千円}}{811,000 \text{ 千円}} = \frac{707,266 \text{ 千円}}{811,000 \text{ 千円}}$$

$$= 87.2\%$$

さらに林野庁調べによる国有林木炭生産に要した賃銀は395,226<sup>千円</sup>であるから、労務の所得に占める割合は

$$\frac{395,226 \text{ 千円}}{707,266 \text{ 千円}} = 55.9\% \text{ になる。}$$

(c) 薪

$$\text{生産額} = 38,000 \text{ 千円}$$

$$\text{物的経費} = 46 \text{ 千円 (減価償却費)} + 2807 \text{ 千円 (物財費)} + 1368 \text{ 千円 (林道修繕費)} = 4221 \text{ 千円}$$

$$\text{所得率} = \frac{38,000 \text{ 千円} - 4221 \text{ 千円}}{38,000 \text{ 千円}} = \frac{28,779 \text{ 千円}}{38,000 \text{ 千円}}$$

$$= 75.7\%$$

さらに林野庁調による国有林薪生産に要した賃金は15,148<sup>千円</sup>であるから、労務の所得に占める割合は  $\frac{15,148 \text{ 千円}}{28,779 \text{ 千円}} = 52.6\%$  (287)



になる。

(B) かくして国有林における生産所得，勤労所得，官公企業剰余所得は次の如くである。

(a) 素材

$$2290,000 \text{ 冊} \times 86.1 = 5,415,690 \text{ 冊} \text{ ----- 生産所得 (1)}$$

$$2,485,802 \text{ 冊} \text{ ----- 勤労所得 (2)}$$

$$5,415,690 \text{ 冊} - 2,485,802 \text{ 冊} = 2,929,888 \text{ 冊} \text{ ----- 官公企業剰余 (3)}$$

(b) 木炭

$$811,000 \times 87.2 = 707,192 \text{ 冊} \text{ ----- 生産所得 (1)}$$

$$395,320 \text{ 冊} \text{ ----- 勤労所得 (2)}$$

$$707,192 \text{ 冊} - 395,320 \text{ 冊} = 311,872 \text{ 冊} \text{ ----- 官公企業剰余 (3)}$$

(c) 薪

$$38,000 \text{ 冊} \times 75.7\% = 28,766 \text{ 冊} \text{ ----- 生産所得 (1)}$$

$$15,131 \text{ 冊} \text{ ----- 勤労所得 (2)}$$

$$28,766 \text{ 冊} - 15,131 \text{ 冊} = 13,635 \text{ 冊} \text{ ----- 官公企業剰余 (3)}$$

すなわち国有林における生産所得は，5,415,690 冊 (1) +

$$707,192 \text{ 冊 (1')} + 28,766 \text{ 冊 (1'')} = 6,151,648 \text{ 冊} \text{ ----- (I)}$$

そのうち勤労所得は，2,485,802 冊 (2) + 395,320 冊 (2')

$$+ 15,131 \text{ 冊 (2'')} = 2,896,253 \text{ 冊} \text{ ----- (II)}$$

官公企業剰余は 2,929,888 冊 (3) + 311,872 冊 (3')

$$+ 13,635 \text{ 冊 (3'')} = 3,255,395 \text{ 冊} \text{ ----- (III)}$$

(3) 民有林の所得は (1) の民有林の生産額に国有林の所得率をのぞきのように修正して求めた民有林の所得率を乗じて算出した。

(288)

① 減価償却

	台 数		価 値		単 価
	国有林	民有林	国有林	民有林	
蒸気機関車	171	—	256,500 冊	冊	1,500 冊
内燃機関車	606	34	363,600	22,400	600
木材運搬貨車	22,960	952	1,607,200	66,640	70
貨物自動車	862	20,846	491,340	6,122,220	570
集材機	284	76	184,600	42,400	650
トラクター	50	6	25,000	3,000	500
計			2,927,940 冊	6,321,660 冊	

①は機械設備の国有，民有別の相違を価額でしめしたものである。

ところで，素材及び薪炭材の国有，民有別生産量は，それ  
 ぞれ 12,871 冊 (素材) + 4,227 冊 (薪炭) = 17,098 冊 (国有林)  
 64,377 冊 (素材) + 2,977 冊 (薪炭) = 67,354 冊 (民有林) となる。  
 この国有，民有別素材，薪炭材の生産量によって，1石あたり  
 価額を計算すれば

$$\text{国有林は } \frac{2,927,940 \text{ 冊}}{17,098 \text{ 冊}} = 171.1 \text{ 冊} \text{ 25}$$

$$\text{民有林は } \frac{6,321,660 \text{ 冊}}{67,354 \text{ 冊}} = 93.1 \text{ 冊} \text{ 86}$$

すなわち，機械設備は民有林は国有林の  $\frac{93.1 \text{ 冊} \text{ 86}}{171.1 \text{ 冊} \text{ 25}} = 54.8\%$   
 となる。

② 修繕費

	国有林	民有林	修繕単価	修繕費	
				国有林	民有林
森林鉄道(KM)	6.653	6.65	国有林 72円 民有林 59円	479,016円	382,335円
車道(〃)	2,390	32,434	17円	152,637円	551,378円
木原道(〃)	2,495	5,492	16円	23,920円	87,872円
牛原道(〃)	4,179	2,497	7円	29,253円	52,479円
家道(〃)	10	223	209円	2,090円	46,607円
			計	693,909円	777,571円

②は交通設備の国有、民有別の相違をしめしているが、これを国有、民有別素材薪炭材の生産量によって、一石当り修繕費を計算すれば、国有林は  $\frac{693,909 \text{円}}{12,098 \text{石}} = 42.58 \text{円}$ 、民有林は  $\frac{777,571 \text{円}}{67,354 \text{石}} = 11.54 \text{円}$  となる。すなわち修繕費は民有林は国有林の  $\frac{11.54 \text{円}}{42.58 \text{円}} = 27.4\%$  である。

③ 物財費

物財費は国有林と民有林と大差ないものと考えた。

上の②の百分率を国有林の一石当り物的経費に対して①を減価償却、②を修繕費として乗じ、かつ物財費は国有と同じとみて、民有林のノ石当り物財経費を素材、木炭、薪にわけて算出し、之等に民有林の素材、木炭、薪の生産量に乗じて、それぞれの民有林の物的経費を求め、①のそれぞれの生産額を用いて、所得率及び生産所得、勤勞所得、個人業主所得を推計すれば、つぎのごとくなる。

a) 素材

国有林ノ石当り物的経費 =  $\frac{54,670 \text{円}}{12,871 \text{石}} + \frac{122,159 \text{円}}{12,871 \text{石}}$   
 $+ \frac{697,156 \text{円}}{12,871 \text{石}} = 4 \text{円} 25 + 9 \text{円} 49 + 54 \text{円} 16$   
 民有林のノ石当り物的経費 =  $4 \text{円} 25 \times 54.8\% + 9 \text{円} 49 \times 28.4\%$   
 $+ 54 \text{円} 16 = 2 \text{円} 33 + 2 \text{円} 70 + 54 \text{円} 16 = 59 \text{円} 19$   
 民有林全体の物的経費 =  $59 \text{円} 19 \times 64,377 \text{石} = 3,810,475 \text{円}$   
 民有林全体の生産額 =  $31,373,604 \text{円}$   
 しだかって所得率は  $\frac{3,810,475 \text{円}}{31,373,604 \text{円}} = 87.9\%$   
 生産所得は、 $31,373,604 \text{円} \times 87.9\% = 27,577,398 \text{円}$   
 なお、労賃の所得にしめる割合を国有林と同一(45.9%)とすれば、勤勞所得は  $27,577,398 \text{円} \times 45.9\% = 12,658,026 \text{円}$ (2) 個人業主所得は  $27,577,398 \text{円} - 12,658,026 \text{円} = 14,919,372 \text{円}$ (3)

b) 木炭

素材の場合と同様にして算定すれば

国有林のノトン当り物的経費 =  $\frac{648 \text{円}}{87.452 \text{トン}} + \frac{14,500 \text{円}}{87.452 \text{トン}}$   
 $+ \frac{82,753 \text{円}}{87.452 \text{トン}} = 74 \text{円} + 166 \text{円} + 946 \text{円}$   
 民有林のノトン当り物的経費 =  $74 \text{円} \times 54.8\% + 166 \text{円} \times 28.4\% + 946 \text{円} = 41 \text{円} + 47 \text{円} + 946 \text{円} = 1,034 \text{円}$   
 民有林全体の物的経費 =  $1,034 \text{円} \times 145,739 \text{トン} = 150,420 \text{円}$

民有林全体の生産額 = 13,490,598 円

したがって所得率は  $\frac{13,490,598 \text{ 円} - 1,504,200 \text{ 円}}{13,490,598 \text{ 円}} = 88.9\%$

生産所得は  $13,490,598 \text{ 円} \times 88.9\% = 11,993,142 \text{ 円}$  (1')

なお労賃の所得にしめる割合を国有林と同 - (55.9%) とす

れば勤労所得は  $11,993,142 \text{ 円} \times 55.9\% = 6,704,166 \text{ 円}$  (2')

個人業主所得は  $11,993,142 \text{ 円} - 6,704,166 \text{ 円} = 5,288,976 \text{ 円}$  (3')

(c) 薪

素材の場合と同様にして算定すれば

$$\text{国有林 / 束当り物的経費} = \frac{46 \text{ 円}}{2.830 \text{ 円}} + \frac{1368 \text{ 円}}{2.830 \text{ 円}}$$

$$+ \frac{2807 \text{ 円}}{2.830 \text{ 円}} = 0.02 + 0.048 + 2.076$$

民有林 / 束当り物的経費 =  $0.02 \times 54.8\% \times 0.048 \times 28.1\% + 2.076$

$$= 0.01 + 0.074 + 2.076 = 2.091$$

民有林全体の物的経費 =  $2.091 \times 884,870 \text{ 円} = 2,574,972 \text{ 円}$

民有林全体の生産額 = 11,883,733 円

したがって所得率は  $\frac{11,883,733 \text{ 円} - 2,574,972 \text{ 円}}{11,883,733 \text{ 円}}$

= 78.3%, 民有林の薪は普通薪の外に、かす薪生産額

が 675,319 円あるので民有林薪の生産額は 11,883,733

+ 675,319 円 = 12,559,052 円となる。それゆえ生産

所得は  $12,559,052 \text{ 円} \times 78.3\% = 9,833,738 \text{ 円}$  (1')

なお、労賃の所得にしめる割合を国有林と同 - (52.6%)

とすれば、

勤労所得は、 $9,833,738 \text{ 円} \times 52.6\% = 5,172,546 \text{ 円}$  (2')

個人業主所得  $9,833,738 \text{ 円} - 5,172,546 \text{ 円} = 4,661,192 \text{ 円}$  (3')

(290)

(d) 特殊林産物

所得率は素材、木炭、薪の所得率の三者平均  $\frac{87.9 + 82.9 + 78.3}{3}$

= 85.0% とする。

労賃の所得にしめる割合は国有林の素材、木炭、薪三者平均 51.5% とする。

民有林の特殊生産物の生産額は 6,551,153 円であるから生産所得は  $6,551,153 \text{ 円} \times 85.0\% = 5,568,480 \text{ 円}$  (1')

勤労所得は  $5,568,480 \text{ 円} \times 51.5\% = 2,867,767 \text{ 円}$  (2')

個人業主所得は  $5,568,480 \text{ 円} - 2,867,767 \text{ 円} = 2,700,713 \text{ 円}$  (3')

(e) おくして、民有林の生産所得、勤労所得、個人業主所得は

生産所得 =  $27,577,398 \text{ 円}$  (1') +  $11,993,142 \text{ 円}$  (1')

+  $9,833,738 \text{ 円}$  (1') +  $5,568,480 \text{ 円}$  (1')

=  $54,972,758 \text{ 円}$  (I')

勤労所得 =  $12,658,026 \text{ 円}$  (2') +  $6,704,166 \text{ 円}$  (2') +  $5,172,546 \text{ 円}$  (2')

+  $2,867,767 \text{ 円}$  (2') =  $27,402,505 \text{ 円}$  (II')

個人業主所得 =  $14,919,372 \text{ 円}$  (3') +  $5,288,976 \text{ 円}$  (3')

+  $4,661,192 \text{ 円}$  (3') +  $2,700,713 \text{ 円}$  (3')

=  $27,570,253 \text{ 円}$  (III')

(k) 林業の所得

国有林と民有林の所得を合計すれば生産所得 =  $6,151,648 \text{ 円}$  (I)

+  $54,972,758 \text{ 円}$  (I') =  $61,124,406 \text{ 円}$

勤労所得 =  $2,896,253 \text{ 円}$  (II) +  $27,402,505 \text{ 円}$  (II')

=  $30,298,758 \text{ 円}$

個人業主所得 =  $27,570,253 \text{ 円}$  (III')

4 昭和25年度水産業所得の推計 (国民所得資料月報 NO 43)

(I) 漁業

(A) 漁業の生産額

(1) 海面漁業の生産額 - 補鯨をのぞく

水産庁の海面漁獲高統計と同、漁村物価調査によつて、25年4月~26年3月にいたる、月別海面漁獲額を魚種別に計算、集計して25年度の海面漁獲額、122,295百万円をえた。

(2) 捕鯨業の生産額

水産庁調による捕鯨業の生産額は2,873百万円である。

(3) 内水面漁業の生産額

24日3月1日の漁業センサスによれば、海水面漁業の漁獲高(捕鯨業をふくむ)620,697,743×に対し内水面漁業の漁獲高は6,092,206×であるが、この海面漁獲高の比に上記海水面漁獲高を果して、内水面漁獲高に推計すれば

$$25年度(122,295百万円 + 2,873百万円) \times \frac{6,092,206}{620,697,743} = 1,347百万円$$

(4) したがって海面(捕鯨業を含む)及び内水面漁業の生産額は、25年度 122,295 + 2,873 + 1,347 = 126,515百万円

(5) つぎに(4)で求めた漁業の生産額を、漁業サンサスの法人個人経営(従用人6人以上)漁業別生産高により、それぞれの生産額を按分して推計すれば

$$126,515百万円 \times 36.5\% = 46,188百万円 \rightarrow \text{法人分}$$

$$126,515百万円 \times 34.9\% = 44,154百万円 \rightarrow \text{個人経営分}$$

$$126,515百万円 \times 28.6\% = 36,115百万円 \rightarrow \text{漁家分}$$

註1) 漁業サンサス(24,3,1)によれば海水面+内水面の漁獲高は623,961,422×であり、そのうち会社、漁業会共同経営及び官公庁の経営による漁獲高(海、内計)は222,834,438×であるから  $\frac{222,834,438}{623,961,422} \times 100 = 36.5$  となる。

2) 同上サンサスによる個人経営分の漁獲高は海、内計で212,963,469×であるから  $\frac{212,963,469}{623,961,422} \times 100 = 34.9$  となる。

3) 同じく漁家による漁獲高は海、内計で178,163,515×であるから  $\frac{178,163,515}{623,961,422} \times 100 = 28.6$  となる。

(B) 漁業の所得

(1) (A)(5)で求めた法人漁業の生産額に大蔵省法人企業統計調査(昭和25年度)より算出した所得率(36.6%)を乗じて法人の生産所得を同資料で算出した人件費の営業収入にしめる割合(21.7%)で勤労所得を又営業損益の営業収入にしめる割合(2.6%)で法人利潤を夫々算出すると次の如くなる。

法人漁業生産額

$$50,558百万円 \times 36.6\% = 18,504百万円$$

→ 法人分の生産所得 (A)

$$18,504百万円 \times 21.7\% = 4,014百万円$$

→ 勤労所得 (B)

$$18,504百万円 \times 2.6\% = 481百万円$$

→ 利潤 (C)  
(29)

(2) (A) (5) で求めた個人経営の生産額に、経本産業局「漁業経営の現況と将来」によって定置および以東底曳網漁業の個人経営分析、各ノ例を平均して算定せる所得率62.9%と北海道道民所得より24年漁業生産収支計算表によって算出せる所得を求め、之を両資料により算出せる人件費の所得にしめる割合平均(62.7%)で、勤労所得と個人業主所得にわければ、次の様になる。

$$48,342 \text{ 万円} \times 42.5\% = 23,446 \text{ 万円}$$

→ 個人経営分の生産所得 (a)

$$23,446 \text{ " } \times 62.7\% = 14,232 \text{ 万円}$$

→ " 勤労所得 (b)

$$23,446 \text{ " } - 14,232 \text{ 万円} = 9,214 \text{ 万円}$$

→ " 個人業主所得 (c)

(3) 漁家経営の生産額に、水産庁漁家経済調査の宮城、静岡及び鹿児島県の漁家について算定せる所得率72.9%と北海道道民所得24年漁業生産収支計算表より算出せる所得率46.2%との平均(62.6%)を乗じて、漁家経営分の生産所得求め、之を両資料により算出せる産働労働の所得に占める割合平均(55.6)で勤労所得と個人業主所得にわければ、つぎのごとくである。

$$32,615 \text{ 万円} \times 62.6\% = 24,799 \text{ 万円}$$

→ 漁家経営分の生産所得 (c)

$$24,799 \text{ " } \times 55.6\% = 13,788 \text{ " }$$

→ " 業種所得 (c)

$$24,799 \text{ 万円} - 13,788 \text{ 万円} = 11,011 \text{ 万円}$$

→ 漁家経営分の業種所得 (c)

(4) かくして、海水面及び内水面、ならびに捕鯨業の漁業生産所得、さらにこの所得を勤労所得、個人業種所得、法人利潤にわけられつぎのごとくなる。

1. 漁業生産所得

$$18,504 \text{ 万円} (a) + 23,446 (b) + 24,799 (c)$$

$$= 66,749 \text{ 万円} (d)$$

2. 漁業勤労所得

$$10,971 \text{ 万円} (a) + 14,232 (b) + 13,788 (c)$$

$$= 38,991 \text{ 万円} (d)$$

3. 漁業個人業主所得

$$9,214 \text{ 万円} (b) + 11,011 (c) = 20,225 \text{ 万円} (d)$$

4. 漁業法人利潤

$$1,315 \text{ 万円} (d)$$

注、本資料の(附)水産業の所得率I (a) (b) (c) を参照されたい。

(II) 水産加工生産業

(A) 水産加工生産業の生産額は北海道、鹿児島、大分三県の漁業生産額100に対する水産加工生産額の比32.78を2.5年の海水面漁獲物生産額に乗じて求められつぎのごとくなる。

$$122,295 \text{ 万円} \times 32.78 = 42,383 \text{ 万円}$$

(B) この生産額と、北海道の水産物加工生産(生産者一貫加工)の所得率及び人件費の所得に占める割合を適用して、水産加

工生産業の生産所得，ならびに生産所得を勤勞所得、個人業種所得にわけて算定すればつぎのごとくなる。(この水産加工生産業は殆んど漁家の副業として営まれるものが9割以上をしめるものであるから、これを全部個人経営とみなした)

$$42,383 \text{ 百万円} \times 64.8\% = 27,464 \text{ 百万円} \quad \text{水産加工業の生産所得 (e)}$$

$$27,404 \text{ 百万円} \times 35.3\% = 9,695 \text{ 百万円} \quad \text{水産加工業の勤勞所得 (e')}$$

註. 本資料の(附)水産業の所得率Ⅱ(2)を参照されたい (e'')

### (Ⅲ) 水産養殖業

(A) 水産養殖業の生産額は昭和ノタ年大蔵省推計(当該前身の推計)より養殖分の総生産額(養殖分を除く)に対する比率を求め之を25年漁業生産額(養殖分を除く)に乗じて算出した。

$$\begin{array}{l} \text{ノタ年漁業総生産額} \quad \text{同養殖生産額} \\ \hline 1,118 \text{ 百万円} \quad - \quad 109 \text{ 百万円} \\ \hline \text{養殖分を除く生産額} \\ \hline = 1,009 \text{ 百万円} \end{array}$$

養殖分を除く生産額に対する養殖分の割合は

$$\frac{109}{1,009} = 10.8\%$$

$$\begin{array}{l} \text{25年漁業生産額(養殖分を除く)} \quad \text{25年養殖生産額} \\ (138,515 \text{ 百万円} + 42,383 \text{ 百万円}) \times 10.8\% = 17,537 \text{ 百万円} \end{array}$$

(B) (A)で求めた生産額に別途求めた所得率(32.5%)を乗じて生

産所得を算出した。

$$17,537 \text{ 百万円} \times 32.5\% = 5,717 \text{ 百万円} \quad \text{----- (f)}$$

(C) 同じく労賃の所得を占める割合(44.4%)を(B)で求めた生産所得に乗じて勤勞所得を算出した。

$$5,717 \text{ 百万円} \times 44.4\% = 2,526 \text{ 百万円} \quad \text{----- (f')}$$

(D) 従って個人業主所得は次の如くなる。

$$5,717 \text{ 百万円} - 2,526 \text{ 百万円} = 3,191 \text{ 百万円} \quad \text{----- (f'')}$$

註. 本資料の(附)水産業の所得率Ⅲを参照されたい。

### Ⅳ 水産業の所得

かくして(Ⅰ)漁、(Ⅱ)水産加工業、(Ⅲ)水産養殖業者の合計によって、水産業の生産所得、勤勞所得、個人業主所得及法人所得を求めればつぎのごとくなる。

1. 水産業の生産所得

$$66,749 \text{ 百万円 (d)} + 27,464 \text{ (e)} + 5,717 \text{ (f)} = 102,930 \text{ 百万円}$$

2. 水産業の勤勞所得

$$38,991 \text{ 百万円 (d')} + 9,695 \text{ (e')} + 2,526 \text{ (f')} = 52,112 \text{ 百万円}$$

3. 水産業の個人業主所得

$$22,225 \text{ 百万円 (d'')} + 17,769 \text{ (e'')} + 3,191 \text{ (f'')} = 42,285 \text{ 百万円}$$

4. 水産業の法人利潤

$$1,315 \text{ 百万円 (d)''}$$

(附) 水産業の所得率

I. 漁業の分

(a) 法人経営

25年度法人企業統計調査(業主別会社損益概況)によれば水産業の営業収入及生産所得は次の如くである。

営業収入	19,144 万円	----- (1)
生産所得	7,008 "	----- (2)
内訳	人件費	4,150 万円 ----- (3)
	動産不動産賃借料	64 "
	その他営業経費 (4)	2,297 "
	営業損 (Δ) 益	497 " ----- (5)

従って

$$\frac{(2)}{(1)} = \frac{7,008}{19,144} = 36.6\% \text{ ----- 所得率}$$

$$\frac{(3)}{(1)} = \frac{4,150}{19,144} = 21.7\%$$

----- 人件費の営業収入に占める割合

$$\frac{(5)}{(1)} = \frac{497}{19,144} = 2.6\%$$

----- 営業損益の営業収入に占める割合

(6) 個人経営

(1) 昭和24年度北海道分配道民所得才一次推計の昭和24年漁業生産収支計算表によって個人経営の所得率及び労賃の所得にしめる割合を求めれば下記の如くなる。

	収入 (A)	支出		所得 (A-B)	所得率 $(\frac{A-B}{A})$	労賃の所得にしめる割合 $(\frac{C}{A-B})$
		物的経費 (B)	雇傭労賃 (C)			
北海道個人経営	8,361,443,307	5,573,025,601	1,800,521,860	2,768,387,706	33.1	65.0

(注) 船持乗魚釣、乗組員乗魚釣、鮫産産網、鮫刺網、鮫延縄、鮫刺網、延縄、鮫定置を個人経営とみた。

(2) 経本生産局資料、漁業経営の現況と将来(25.3.5)により個人経営定置(、以末産産網)の収支計算により所得率及び労賃の所得にしめる割合を求めれば次の如くなる。

	収入 (A) 千円	支出		所得 (A-B)	所得率 $(\frac{A-B}{A})$ %	労賃の所得にしめる割合 $(\frac{C}{A-B})$ %
		物的経費 (B) 千円	雇傭労賃 (C) 千円			
人定置網個人経営	11,051	3,390	841			
2以末産産網個人経営	4,131	2,089	1,332			
計	15,182	5,477	2,173	9,705	63.9	56.4

(3) 以上(1)(2)の平均により、個人経営の所得率及び労賃の所得にしめる割合を求めれば次の如くなる。

所得率 48.5%      労賃の所得に占める割合 62.7%

(7) 漁家経営

(1) 昭和24年度北海道分配道民所得才一次推計の昭和24年漁業生産収支計算表によって、漁家経営の所得率及び、労賃の所得にしめる割合を求めれば下記の如くなる。

	収入 (A)	支出		所得 (A-B)	所得率 $(\frac{A-B}{A})$	労賃の所得に しめる割合 $(\frac{C}{A-B})$
		物的経費(B)	雇傭労賃(C)			
北海道漁家	5,314,303.813	2,858,396.679	1,955,052.406	2,455,907.134	46.2	72.6

(註) 練刺網、小型手繰網、曳網、鰹刺網、鰹延網、昆布採取を漁家経営とみた。

(ロ) 水産庁漁家経営調査によりつぎのごとく算定す。

	漁業収入 (A)	漁業支出		所得 (A-B)	所得率 $(\frac{A-B}{A})$	労賃の所得に しめる割合 $(\frac{C}{A-B})$
		物的経費(B)	雇傭労賃(C)			
1. 宮城県女川町	111,557	23,880	21,707		%	%
2. 静岡県網代町	371,700	90,648	130,104			
3. 鹿児島県古布志町	135,012	15,636	1,740			
計	618,269	130,164	153,551	488,105	78.9	31.5

(ウ) 以上(イ)(ロ)の平均により、漁家経営の所得率及び労賃の所得にしめる割合を求めればつぎの如くなる。

所得率 62.6% 労賃の所得にしめる割合 55.6%

## II 水産加工業

### (1) 所得率

北海道線、内務委員会事務局「昭和24年度分配道民所得第一次推計」のうち水産業所得推計のための水産物加工生産(生産者一貫加工)収支計算(同書77頁)より算定す。

売上高 (A)	物的経費(B)	人件費(C)	所得 (A-B)	$(\frac{A-B}{A})$	$(\frac{C}{A-B})$
5,681,388	2,001,658	1,298,480	3,672,730	64.8%	35.3%

(註) 乾製品、塩蔵品、魚類の総売上高から、それぞれの原料代をとしひいたものである。

### (2) 漁業生産額に対する水産加工業の生産額

	漁業 (A)	水産加工業 (B)	$(\frac{B}{A})$
24年 北海道	18,756,913	5,681,388	30.29
“ 鹿児島県	1,875,438	662,978	35.35
“ 大分県	1,312,338	422,148	32.70
平均			32.78

(註) 資料としては、北海道、鹿児島、大分の24年度の道民及び県民所得の水産所得推計結果を利用した。